

せきまち瓦版 6月号

令和4年6月10日発行

(6月の行事)

13日(月) 理容
14日(火) 美容
27日(月) 理容



(7月の予定)

11日(月) 理容
12日(火) 美容
25日(月) 理容
変わり湯



「負担限度額認定証」と

「生計困難者に対する利用者負担軽減確認証」の更新について

認定証・確認証の有効期限は令和4年7月31日(日)です。
現在認定証・確認証をお持ちの方は、7月29日までに必要書類を
そろえて、介護保険課給付係、または各総合福祉事務所 高齢者支
援係まで申請してください。住所を関町特養に移されている方は、
施設からの郵便物に同封されます。到着後、書類をそろえて申請し
てください。ご不明な点は、介護保険課給付係 03-5984-
4591 にお問合せ下さい。*その他何かありましたら、いつでも
担当：谷田部 03-3928-8115 までご連絡ください。

*住民税が課税の方はこの制度の対象ではありません。



4回目のワクチン接種について

6月以降4回目のコロナワクチン接種が開始となりました。お知らせ
と希望接種確認書を同封いたしますので、返信をお願いいたします。

ADL 維持等加算について

昨年よりお客様の自立支援や重度化防止のために、日常生活動作の機能の維持を図る取り組みの推進の為、ADL 維持等加算という加算が特別養護老人ホームでも算定可能となりました。一年間お客様の機能の維持を評価させていただき算定のための準備を行っていましたが、令和4年5月より算定可能となりました。つきましては、5月ご利用分よりADL 維持等加算

Ⅱを体制加算として算定させていただいております。

施設の取り組みに対する評価の加算となります。

ご不明な点がございましたらご質問ください。



パネル面会の再開について

6月13日（月）より、直接お会いいただけるパネル面会を再開いたします。パネル面会も予約制となり、時間はWEB面会と同様になります。

お部屋等でお話いただけますが、時間は10分程度となり、人数は4人までとなります。ご飲食などはお控えいただけるようお願いいたします。



関町特別養護老人ホーム
TEL03-3928-8115
担当：生活相談員谷田部